

令和6年度答申第15号
令和6年6月27日

諮問番号 令和6年度諮問第15号（令和6年6月11日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 国税徴収法152条3項に基づく換価の猶予取消処分等に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、日本年金機構A年金事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、審査請求人が納付すべき子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）69条1項の規定による拠出金の滞納金及びその延滞金（以下「滞納拠出金等」という。）について、国税徴収法（昭和34年法律147号。以下「徴収法」という。）152条3項において準用する国税通則法（昭和37年法律66号。以下「通則法」という。）49条1項4号の規定に基づく換価の猶予取消処分（以下「本件取消処分1」という。）並びに徴収法152条4項において準用する通則法49条1項4号の規定に基づく換価の猶予取消処分（以下「本件取消処分2」という。）及び徴収法152条4項において準用する通則法46条7項の規定に基づく換価の猶予期間延長不許可処分（以下「本件延長不許可処分」といい、本件取消処分1及び本件取消処分2と併

せて「本件各処分」という。)をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

(1) 拋出金の徴収等

ア 法69条1項は、政府は、児童手当の支給に要する費用等に充てるため、同項1号から4号に掲げる者(一般事業主)から、拋出金を徴収する旨規定し、同項1号は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。)82条1項に規定する事業主と規定する。

同条2項は、一般事業主は、拋出金を納付する義務を負う旨規定する。

イ 法71条1項は、拋出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による旨規定し、同条3項は、厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構に行わせるものとする旨規定する。

ウ 厚年法89条は、保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する旨規定する。

(2) 納税の猶予の要件等

ア 通則法46条2項は、税務署長等は、同項1号から5号までのいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、納税者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる旨規定し、同項4号は、納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと、同項5号は、前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があったことと規定する。

イ 通則法46条7項は、税務署長等は、2項又は3項の規定により納税の猶予をした場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請に基づき、その期間を延長することができる旨規定するとともに、その期間は、既にその者につきこれらの規定により納税の猶予をした期間とあわせて2年を超えることができない旨規定する。

(3) 納税の猶予の取消し

通則法49条1項は、納税の猶予を受けた者が同項1号から6号までのいずれかに該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる旨規定し、同項4号は、新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）と規定する。

(4) 換価の猶予の要件等

ア 徴収法151条1項は、税務署長は、滞納者が同項1号又は2号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税（通則法46条1項から3項まで（納税の猶予の要件等）又は徴収法151条の2第1項の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる旨規定するとともに、その猶予の期間は、1年を超えることができない旨規定する。同項1号は、その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるときと規定する。

イ 徴収法151条の2第1項は、税務署長は、徴収法151条の規定によるほか、滞納者がその国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるときと認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その国税の納期限から6月以内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付すべき国税（通則法46条1項から3項まで（納税の猶予の要件等）の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる旨規定する。

(5) 換価の猶予に係る分割納付

ア 徴収法152条3項は、通則法46条5項から7項まで及び9項、47条1項（納税の猶予の通知等）、48条3項及び4項（果実等による徴収）並びに49条1項（5号に係る部分を除く。）及び3項（納税の猶予の取消し）の規定は、151条1項の規定による換価の猶予について準用する旨規定する。

イ 徴収法152条4項は、通則法46条5項から7項まで及び9項、46条の2第4項及び6項から10項まで（納税の猶予の申請手続等）、47条、48条3項及び4項並びに49条1項及び3項の規定は、徴収法151条の2第1項の規定による換価の猶予について準用する旨規定

する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成27年3月1日、建設業を営む個人事業主として、厚生年金保険の適用事業所となった。

(分割納付計画書、保険料収納状況照会回答票)

- (2) 処分庁は、令和元年9月12日付けで、審査請求人に対し、平成28年9月分から令和元年7月分までの滞納拋出金等について職権による換価の猶予(徴収法151条1項1号)をし、令和4年9月7日付けで換価の猶予期間を延長(延長期限:令和5年3月31日)するまでの間、職権による換価の猶予及び換価の猶予期間の延長(徴収法152条3項(通則法46条7項))を繰り返した。

また、処分庁は、令和3年7月1日から令和5年2月2日までの間、令和2年5月分から同年12月分までの滞納拋出金等について、職権による換価の猶予(徴収法151条1項1号)及び換価の猶予期間の延長(最終延長期限:令和6年2月1日)(徴収法152条3項(通則法46条7項))をした。

(換価の猶予決議書(職権)10通、換価の期間延長決議書(職権)11通)

- (3) 審査請求人は、令和4年3月23日、処分庁に対し、令和3年12月分及び令和4年1月分の滞納拋出金等について換価の猶予の申請をし、処分庁は、同月25日付けで、換価の猶予を許可した。

(換価の猶予申請書、換価の猶予許可決議書)

- (4) 審査請求人は、令和4年10月31日、処分庁に対し、滞納拋出金等について、分割納付計画書を提出した。

(分割納付計画書)

- (5) 審査請求人は、令和5年2月14日付けで、令和3年12月分及び令和4年1月分の滞納拋出金等について、換価の猶予期間の延長(延長期限:令和6年3月21日)の申請をした。

(換価の猶予期間延長申請書)

- (6) 処分庁は、令和5年2月15日付けで、審査請求人に対し、分割納付計画書において納付することとなっていた滞納拋出金等及び新規発生 of 拋出金等(令和4年9月分、同年12月分)の納付がないこと、今後不履行が確認された場合、換価の猶予の取消しを行うことがあること等を記載した

猶予の取消予告通知書を送付した。

(猶予の取消予告通知書)

(7) 処分庁は、上記(4)の滞納拋出金等について、指定日時までに納付がなかったことから、令和5年3月31日付けで、審査請求人に対し、以下のとおり本件各処分をした。

ア 平成30年6月分から令和元年7月分及び令和2年5月分から同年12月分の滞納拋出金等について、「新たに猶予に係る保険料等以外の保険料等を滞納したことから、厚年法第89条等で準用する国税徴収法第152条第3項(国税通則法第49条第1項第4号準用)の規定により、換価の猶予を取り消します。」との理由を付して、換価の猶予を取り消す処分(本件取消処分1)をした。

(換価の猶予取消通知書(平成30年6月分から令和元年7月分及び令和2年5月分から同年12月分までの滞納拋出金等に係るもの))

イ 令和3年12月分及び令和4年1月分の滞納拋出金等について、「新たに猶予に係る保険料等以外の保険料等を滞納したことから、厚年法第89条等で準用する国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項第4号準用)の規定により、換価の猶予を取り消します。」との理由を付して、換価の猶予を取り消す処分(本件取消処分2)をした。

(換価の猶予取消通知書(令和3年12月分及び令和4年1月分の滞納拋出金等に係るもの))

ウ 上記(5)の換価の猶予期間の延長の申請につき、「新たに猶予に係る保険料等以外の保険料等を滞納したことから、厚年法第89条等で準用する国税徴収法第152条第4項(国税通則法第46条第7項準用)の要件に該当しないため、換価の猶予期間延長を許可できません。」との理由を付して、不許可とする処分(本件延長不許可処分)をした。

(換価の猶予期間延長不許可通知書)

(8) 審査請求人は、令和5年5月16日付けで、審査庁に対し、本件各処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(9) 審査庁は、令和6年6月11日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が初めて換価の猶予を申し出た理由は、メインにしていた元請から入金がなくなったことである。新しい元請が見つかり、少しずつ仕事が増えつつあったときに、新型コロナウイルス感染症が拡大して、令和2年と比べ令和3年の売上げが40パーセントも下がった。

令和5年度は、B都道府県の土木・建設業の予算が削減され、物件も少なく、都道府県外に仕事を探して事業を立て直している状態であり、今、換価の猶予を取り消されると困るため、本件各処分取消しを求める。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 関係法令等の適用関係

- (1) 厚生年金保険料、健康保険料及び拠出金（以下「保険料等」という。）の徴収については、国税徴収の例により徴収することとされており、徴収に当たっては、国税徴収に関する諸法令を準用することとされている。
- (2) 換価の猶予について、徴収法における換価の猶予を受けた者に一定の事由が生じた場合は、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができることとされている。
- (3) 猶予取消しの事由の一つとして、「新たにその猶予に係る保険料等以外の保険料等を滞納したとき」がある（徴収法152条3項（通則法49条1項4号準用）及び同条4項（同左））。ただし、おおむね次に掲げる事情があり、かつ、猶予を継続しても徴収上の支障がないと認められるときには、「やむを得ない理由があると認めるとき」として、猶予を取り消さないことができるとされている（国税通則法基本通達（徴収部関係）（昭和45年6月24日国税庁長官制定）（以下「基本通達」という。）第49条関係3、納税の猶予等の取扱要領の制定について（事務運営指針）（平成27年国税庁長官制定）（以下「取扱要領」という。）44（4））。

(やむを得ない理由に該当する事情)

ア 猶予をした時において予見できなかった事実（納税者の責めに帰することができない理由により生じた事実であって、例えば下記に掲げるもの）の発生により予定していた入金がなかったため、新たに納期限が到来した国税を納期限内に納付できなかったとき。

- ① 取引先に対する売掛金等の回収遅れ又は不能

② 取引先との継続的取引契約や資産の売買契約について、契約の相手方の都合による契約解除

③ 災害、病気等による売上の減少

イ 猶予をした時において予見できなかった事実（納税者の責めに帰することができない理由により生じた事実に限る。）の発生により臨時の支出（事業の継続又は生活の維持に必要な不可欠なものであって、例えば下記に掲げるもの）を行ったため、新たに納期限が到来した国税を納期限内に納付できなかったとき。

① 事業用機械の故障による修理又は買換えのための費用の支出

② 病気等による医療費の支出

③ 災害等による復旧費用の支出

④ 仕入原価又は資材等の高騰による支出

ウ 猶予をした時から新たに納期限が到来した国税の納期限までの期間が短く、その間に納付資金を確保することが困難であったなどの事情により、その新たに納期限が到来した国税を納期限内に納付できなかったとき。

エ 新たに納付すべき国税を、おおむね次の分割納付期限までに納付することができるものと認められるとき。

(4) 換価の猶予の延長については、換価の猶予をした場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができない「やむを得ない理由があると認めるとき」は、納付義務者の申請に基づき、その期間を延長することができる（徴収法152条4項（通則法46条7項準用））。この「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、おおむね次に掲げる事情がある場合とされている（基本通達第46条関係16、取扱要領50（1））。

（やむを得ない理由に該当する事情）

ア 上記（3）ア又はイに掲げるような事情があつて、猶予金額を猶予期間内に納付できなかった場合

イ 猶予（分割納付計画の変更を含む。）に当たつての見込納付能力調査の結果、猶予に係る国税の完納までに要する期間が1年（分割納付計画の変更の場合は当初の猶予期間）を超えると見込まれた場合において、納税者の資力が、その調査において算定したところとおおむね同様の状態で推移していると認められるとき。

2 本件事案について、審査請求人は、令和4年9月分及び同年12月分の保険料等について納付期日を超過しても納付しなかったため、猶予取消事由の一つである「新たにその猶予に係る保険料等以外の保険料等を滞納したとき」に該当し、新規発生保険料等の滞納について審査請求人の責めに帰することのできない事実が認められなかったことから、「やむを得ない理由があると認めるとき」にも該当しないため、猶予の取消しに至った。

また、令和3年12月分及び令和4年1月分の保険料等の猶予期間の延長申請についても、延長が必要となるような審査請求人の責めに帰することのできない事実が認められなかったところ、「やむを得ない理由があると認めるとき」に該当しないため、延長を許可しなかった。

3 以上より、処分庁の行った本件各処分は法令に基づいた適切なものであり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和5年5月16日付け

審理員意見書の提出 : 令和6年1月11日付け

本件諮問 : 同年6月11日

(2) これら一連の手続をみると、本件審査請求から本件諮問までに約1年1か月の期間を費やしている。とりわけ審理員意見書の提出から本件諮問までに5か月を要しているが、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられないので、審査庁においては、手続を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件取消処分1は、平成30年6月分から令和元年7月分まで及び令和2年5月分から同年12月分までの滞納拠出金等についての換価の猶予取消であり、本件取消処分2は、令和3年12月分及び令和4年1月分の滞納拠出金等についての換価の猶予取消であるところ、上記猶予に係る滞納拠出金等以外に、新たに令和4年9月分及び同年12月分の滞納拠出金等

があることが明らかであるから、徴収法152条3項及び4項が準用する通則法49条1項4号に該当する。

- (2) 通則法49条1項4号は、新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき（法71条1項及び厚年法89条の規定によって拠出金に準用）には猶予を取り消すことができる旨定めるが、やむを得ない理由があると認めるときは除くとしている。やむを得ない理由とはいかなる場合であるかについては、前記第2の1（3）記載の基本通達及び取扱要領（これらはウェブサイト等で公表されている。）において、ア「猶予をした時において予見できなかった事実の発生により予定していた入金がなかったため、新たに納期限が到来した国税を納期限内に納付できなかったとき」、イ「猶予をした時において予見できなかった事実の発生により臨時の支出を行ったため新たに納期限が到来した国税を納期限内に納付できなかったとき」等の場合が掲げられている。

審査請求人は、入金がない等の事情を述べるが、上記ア、イに該当する具体的な事実を主張しているものではないこと、審査請求人が処分庁に提出した「事業収支と家計の状況」によれば、令和3年12月、令和4年12月及び令和5年1月は事業収支が黒字となっていること等を併せ考えると、本件については、上記の新たな滞納についてやむを得ない理由がある場合と認定することはできない。

したがって、本件取消処分1及び本件取消処分2に違法又は不当な点はない。

- (3) 本件延長不許可処分は、令和3年12月分及び令和4年1月分の滞納拠出金等についての換価の猶予期間延長不許可であるところ、本件取消処分2により換価の猶予が取り消されると延長の余地はないのであるから、本件延長不許可処分に違法又は不当な点はない。

3 付言

本件各処分の通知書においては、取消理由として、「新たに猶予に係る保険料等以外の保険料等を滞納したこと」と記載されているが、どの納期限に係る拠出金の滞納であるかが具体的に明示されておらず、理由の記載として十分とはいえない。この点改善が求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件各処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史